

つくば国際大学動物実験規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)(以下「法」という)」、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)(以下「飼養保管基準」という)、及び文部科学省が定めた「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月)(以下「基本指針」という)」に基づき、つくば国際大学(以下「本学」という)における動物実験について、科学的合理性、動物福祉、周辺環境の保全及び教職員・学生の安全確保の観点から適正に実施するため、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「動物実験等」とは、動物を教育、試験研究、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2)「実験動物」とは、実験に供する哺乳類、鳥類、及び爬虫類に属する動物をいう。
- (3)「研究実施場所」とは、実験動物に実験操作(48時間以内の一時的保管を含む)を行う実験室をいう。
- (4)「動物実験実施者」とは、動物実験等を実施する者をいう。
- (5)「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、動物実験の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (6)「管理者」とは、学長の命を受け、実験動物および研究実施場所等を管理する者(動物実験等を実施する学部の長)をいう。
- (7)「実験動物管理者」とは、管理者の命を受け、管理者を補佐し、実験動物に関する知識および経験を有する動物実験の管理を担当するものをいう。

(基本原則)

第3条 哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物を用いる動物実験等は、法、飼養保管基準、及び基本指針に基づき、動物実験等の原則である3R(できる限り動物を使用する方法に代わり得るものを利用すること—Replacement、できる限り使用する動物の数を少なくすること—Reduction、できる限り動物に苦痛を与えない方法を用いること—Refinement)に従って適正に実施しなければ

ばならない。また、哺乳類、鳥類、爬虫類以外の動物を用いる動物実験等についても、この 3R の趣旨を尊重するものとする。

(研究実施場所、実験動物の検疫、実験終了後の動物の処置等)

第 4 条 研究実施場所は以下の要件を満たすものとする。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有するとともに、実験動物が室内で逸走した場合に捕獲しやすい環境が維持されていること。
 - (2) 排泄物や血液等による汚染に対して、清掃や消毒が容易な構造であること。
 - (3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- 2 動物実験責任者は、必要に応じて実験動物の検疫を実施しなければならない。
 - 3 実験責任者は、実験を終了または中断した動物を処置する場合は、速やかに致死量の麻酔薬の投与などにより、できる限り苦痛を伴わない方法で実験動物を安楽死させるものとする。
 - 4 動物実験責任者は、動物の死体等による環境汚染の防止に努めなければならない。
 - 5 動物実験責任者は、前 2 項の処置に関し、専門家に助言または協力を求めることができる。

(適用範囲)

第 5 条 この規程は、「本学」において行われる哺乳類、鳥類、及び爬虫類の生体を用いる全ての動物実験等に適用する。

(動物実験委員会)

第 6 条 学長は、この指針の主旨に従った動物実験を実施するため、適切な施設・設備の整備に努めなければならない。

- 2 学長は、施設・設備の適正な管理・運営並びに本指針が適正に運営されるため、動物実験委員会（以下、「委員会」という。）を置く。委員会は、動物実験等に関する次に掲げる事項について、学長の諮問に応じて審議等を行う。
 - (1) 哺乳類（霊長類を除く）、鳥類、及び爬虫類に属する動物を用いるすべての動物実験等の計画
 - (2) その他動物実験等の適正な実施のために必要な事項
- 3 委員会は、次の委員をもって組織する。
 - (1) 医療保健学部長
 - (2) 教学部長

- (3) 理学療法学科から推薦された教員 1 名
- (4) 保健栄養学科から推薦された教員 1 名
- (5) 看護学科から推薦された教員 1 名
- (6) 診療放射線学科から推薦された教員 1 名
- (7) 臨床検査学科から推薦された教員 1 名
- (8) 医療技術学科から推薦された教員 1 名
- (9) その他学長が指名する教員 1 名
- 4 委員の委嘱は、学長が行う。
- 5 委員会に委員長・副委員長を置く。
 - (1) 委員長は、第 3 項の委員のうちから互選により選出する。
 - (2) 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
 - (3) 副委員長は、委員長が委員のうちから指名し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 委員には、以下の者が含まれるものとする。
 - (1) 動物実験等に関して優れた見識を有する者
 - (2) 実験動物に関して優れた見識をもつ者
 - (3) その他学識経験を有する者
- 7 第 3 項第 3 号から第 9 号までの委員の任期を次のように定める。
 - (1) 任期は 2 年とし、再任を妨げない。
 - (2) 前号にかかわらず、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
 - (3) 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 8 委員会の開催及び審査について次のように定める。
 - (1) 委員会は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - (2) 委員自らが実施する動物実験等が審査を受けるときは、委員として当該実験の審査に加わることができない。
 - (3) 当該実験実施者は、委員会に出席し、申請内容を説明するとともに、意見を述べることができる。
- 9 審査判定について次のように定める。
 - (1) 審査判定は、出席委員の 3 分の 2 以上の合意によるものとする。
 - (2) 審査の判定結果は、「承認」または「不承認」で表示する。
 - (3) 審査経過及び審査結果は記録として保存し、当該審査に係る議事の内容等は必要に応じて公開する。
- 10 動物実験等を行う場合は、次の定めに従って審査申請書と実験計画書を提出しなければならない。
 - (1) 動物実験責任者は、事前に別紙様式第 1 の「動物実験等審査申請書」、

- 及び別紙様式第 2 の「動物実験計画書」を学長に申請するものとする。
- (2) 学長は、前号の申請について、委員会に審査を付託するものとする。
- 11 審査結果については、次のように対処するものとする。
- (1) 委員長は、審査終了後速やかに審査結果を学長に報告するものとする。
- (2) 委員長から報告を受けた学長は、別紙様式第 3 の「動物実験等審査通知書」により速やかに研究実施者に審査結果を通知するものとする。
- (3) 前号の通知にあたり、審査の判定が「不承認」の場合は、理由等を記入しなければならない。
- (4) 審査の判定が「不承認」の実験計画について、学長は実験責任者にその実験計画の変更及び改善または中止の勧告を行うものとする。
- 12 動物実験責任者は、承認された研究計画を変更しようとするときは、次の定めに従って行う。
- (1) 第 9 項に定める「動物実験等審査申請書」及び「動物実験計画書」を学長に申請するものとする。
- (2) 学長は、前号の変更申請について、委員会に審査を付託するものとする。
- 13 動物実験責任者は、次の定めに従って年に一度、動物実験結果報告書を提出しなければならない。
- (1) 別紙様式第 4 の「動物実験（経過・終了・中止）結果報告書」を学長に提出するものとする。
- (2) 学長は、前号の結果報告について、実験の継続、終了、中止の承諾を委員会に付託するものとする。
- 14 動物実験責任者は、次の定めに従って年に一度、動物実験の自己点検票を提出しなければならない。
- (1) 別紙様式第 5 の「動物実験の自己点検票」を学長に提出するものとする。
- (2) 学長は、前号の自己点検票について、点検、評価を委員会に付託するものとする。
- 15 実験動物管理者は、次の定めに従って年に一度、動物実験に使用した実験室および実験動物を保管した場所について自己点検票を提出しなければならない。
- (1) 別紙様式第 8 の「研究実施場所の自己点検票」を学長に提出するものとする。
- (2) 学長は、前号の自己点検票について、点検、評価を委員会に付託するものとする。

(研究実施場所の設置)

第 7 条 実験室および学生実習室の使用に関して、動物実験責任者は次の定め

に従って届出をしなければならない。

- (1) 新たに実験室および学生実習室で動物実験を行おうとした場合、動物実験責任者は、事前に別紙様式第 6 の「研究実施場所使用申請書」を学長に申請するものとする。
- (2) 動物実験での実験室および学生実習室の使用を中止する場合、動物実験責任者は、別紙様式第 7 の「研究実施場所使用中止申請書」を学長に申請するものとする。
- (3) 学長は、前号および前々号の申請について、審査を委員会に付託するものとする。

(事務処理)

第 8 条 委員会に関する事務は、事務局総務課が処理する。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長がこれを行う。

附則

- この規程は、平成 22 年 10 月 26 日から施行する。
- この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
- この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。